

商品生産の所有法則について

佐 藤 金 三 郎

はしがき

マルクスのいわゆる領有法則の転回論、すなはち「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」(『資本論』第1巻第7篇第22章第1節)論は、すでに別の機会に述べたように¹⁾、近年、わが国の『資本論』研究において、ひとつの争点となっている。ここで「商品生産の所有法則」というのは、「商品生産と商品流通とともにとづく領有法則または私的所有の法則」といわれるものと同義であるが、それは、マルクスによれば、「この法則自身の、内的な、不可避的な弁証法によつて、その正反対物」である「資本主義的領有法則」に「転回する」²⁾。ところが、この領有法則の転回論は、わが国的一部の論者たちによって、あるいは、「一つの歴史過程」としての「市民社会の資本家社会への転変」と「同時に展開」するものであり、「蓄積論の核心」いな「マルクスの経済学批判体系の全過程を貫く主題」をなすものとして賞揚され(平田清明氏)、あるいは反対に、いわゆる「単純商品生産社会」それ自身の発展から資本主義社会の全面的確立を説く、いわゆる「商品経済史観」に立脚する謬論として排撃されている(宇野弘蔵氏)。肯定と否定と結論は正反対であるにせよ、マルクスの領有法則の転回論を「市民社会」ないしは「単純商品生産社会」の資本主義社会への発展・転化の過程に対応する歴史的な転回論と理解するかぎりでは、両者はまったく同じなのである³⁾。マルクスは、かつて「資本主義的領有法則」を「商品生産の所有法則」の「厳密な帰結」として説いたシェルピュリエに対して、彼

にあっては領有法則の「弁証法的な転回が正しく説明されていない」⁴⁾と批判した。この批判は、前記のわが国の論者たちに対しても同様に当てはまると思われる。誤解の根源は、これらの論者たちにあっては「商品生産の所有法則」が「正しく説明されていない」点にある。

1

では、「商品生産の所有法則」とはなにか。マルクスは、領有法則の転回を論じた『資本論』の当該箇所で、次のように述べている。「最初は、所有権は自分の労働にもとづくものとしてわれわれの前に現われた。少なくともこのような仮定が認められなければならなかつた。なぜならば、ただ同権の商品所持者が相対するだけであり、他人の商品を領有するための手段はただ自分の商品を譲渡することだけであり、そして自分の商品はただ労働によってつくりだされうるだけだからである。……外觀上所有と労働との同一性から出発した一法則……」⁵⁾(傍点は引用者——以下同じ)。見られるように、マルクスは、ここでは、「自分の労働にもとづくもの」として現われる「所有権」をただ商品流通と商品生産とから必然的に「認められなければならない」い「仮定」として説いているだけである。だからまた、この所有権は明らかに「所有と労働との同一性」を想定しているにせよ、マルクスはこの「同一性」をただ「外觀上」のものにすぎないと述べているのである。だが、この点を詳しく論ずることはのちに譲ることにして、ここでは、さしあたり、領有法則の転回論を歴史的な転回論と解する論者たちが、この「商品生産

1) [4] pp. 33~41.

2) [17] S. 609.

3) [4] pp. 34~41 参照。

4) [17] S. 610.

5) [17] S. 609~610.

の所有法則」をどのように把えているかを見ておくことにしよう。

さきに見たように、平田氏によれば、「商品生産の所有法則の資本主義的領有法則への転回」は「市民社会の資本家社会への転変」と「同時に展開」するものであった。だから、氏にあっては、「商品生産の所有法則」はすなわち「市民社会」の所有法則(氏の表現では「市民的所有権法」⁶⁾)である。では、「市民社会」とはなにか。平田氏のいう「市民社会」の意味は二重である⁷⁾。ひとつは、「資本家社会への転変」以前に歴史的に実在した「市民社会」であり、いまひとつは、この「転変」以後に「仮象」または「虚構」として存在する「市民社会」である。つまり、平田氏の把握によれば、「市民社会」は、かつては資本主義社会の成立以前に歴史的に存在したが、それは、資本主義社会に「転変」したのちには、本質としての資本主義社会を隠蔽する「仮象」として「虚構的」に「再措定」されるのである。このように、氏のいう「市民社会」が二重の意味をもつとすれば、「商品生産の所有法則」すなわち氏のいう「市民的所有権法」についても、事情はまったく同じである。氏はいう、「領有法則が転回するとき、つまり『労働が他人の所有の創出に等しく、所有者が他人労働の支配に等しくなる』とき、この瞬間に以降、それ以前には『実在的過程』として現われたものが、たんなる『仮象』として措定される。『本源的な過程』がいまではたんなる『仮定』と看做される。しかも、この『仮象』そして『仮定』が、まさに今では『生産の一般的条件として、したがってまた法的関係として承認され、一般意思の表現として措定される。』このとき私的所有が自己労働を権原とする権利として社会的に承認されるのである⁸⁾。つまり、「市民的所有権法」の意味も二重である。すなわち、領有法則の転回の「瞬間」以前に「実在的過程として現われた」「市民的所有権法」と、この「瞬間」以後に「仮象」として、また「法的関係」として「措定される」

「市民的所有権法」とである。だが、もし「市民的所有権法」が平田氏のいうように領有法則の転回以前には「実在的過程として現われた」とすれば、この転回の「瞬間以降」に、それが「たんなる仮象として措定される」というのは、あるいは、「私的所有が自己労働を権原とする権利として社会的に承認される」というのは、いったい、なぜ、どのようにしてなのであろうか。残念ながら、この肝心の点については平田氏は少しも明らかではない。明らかなのは、平田氏が領有法則の転回を「現実的な転回」すなわち「一つの歴史過程」⁹⁾として把握し、したがってまた「商品生産の所有法則」をこの転回以前の「実在的過程」として把えていているということである。

平田氏は、『経済学批判要綱』のマルクスにならって、「商品生産の所有法則」または「私的所有の法則」を「領有の第1法則」と呼んでいる。それは「労働と所有との同一性」として規定される。氏はいう、「労働と所有との同一性とは、労働が所有を自己そのものであると実証・確認することである。そして、ここに所有とは、人間と自然との質料交換の主体的営為たる人間的社会的活動において、勤労諸個人の生命発現が受けとる社会的承認(自己獲得の社会的確証)に他ならぬ」¹⁰⁾。ここで平田氏のいう所有とは、ただちに私的所有とは同じではないであろう。そのことは、氏自身がつづけて「この社会的承認形態がいかなるものとしてあるかが問題なのであって、私的所有の廃絶ののちにも、この意味での所有がなくなるわけではない」と述べているところからも明らかである。氏はさらにいう、「労働と所有との同一性とは、労働が、その個体的生命発現を、そのものとして、また、その活動成果の自己獲得において、社会的に承認されている、ということを意味するのである」¹¹⁾。ここで平田氏のいう所有もまた、さきと同様に私的所有と同じではないであろう。なぜならば、労働が私的所有とただちに同じではないように、「活動成果の自己獲得」もま

6) たとえば、[8] p. 2.

7) [4] pp. 36~37.

8) [10] p. 130.

9) [10] p. 131.

10) [10] pp. 128~129.

11) [10] p. 129.

た私的所有とただちに同じではないからである。ところが、氏はいわれる、「領有の第1法則とは、この意味での『労働と所有との同一性』としての領有法則のことである」¹²⁾。「領有の第1法則」とは、もともと「商品生産の所有法則」または「私的所有の法則」のことであった。もちろん、平田氏の場合もそうである。「領有の第1法則としての私的所有権」¹³⁾という氏の言葉がこれを示している。だが、そうだとすれば、平田氏はいったい、どのようにして、「人間と自然との質料交換」から商品生産を、あるいはまた、労働から私的所有を導き出すことができたのであろうか。氏はいう、「このこと〔労働と所有との同一性——引用者〕のうちには、当然に、生産の客体的諸契機(=生産諸手段)がその主体的諸契機(=労働)と一体化していることが含まれている」¹⁴⁾。つまり、結論は、あらかじめ前提のうちに「含まれてい」たのである。いいかえれば、平田氏のいう「労働と所有との同一性」とは、もともと生産手段と労働との「一体化」すなわち「自分の生産手段に対する労働者の私的所有」¹⁵⁾を前提とするものだったのであり、したがって労働は「当然に」私的所有であり、所有は「当然に」私的所有だったのである。だから、平田氏が次のようにいいうのも、この意味においてである。「労働の歴史的社會的性格によって、所有の形態の性格規定が根源的に与えられており所有が労働と一体化されている」¹⁶⁾。

以上に見たところから明らかなように、平田氏の「商品生産の所有法則」の把握にとって特徴的なのは、第1に、この法則が資本主義社会の成立以前の「実在的過程」として把えられていることであり、第2に、この法則が「自分の生産手段に対する労働者の私的所有」を前提しつつ、もっぱら労働=私的所有から「根源的に与えられて」いることである。だが、これは、平田氏が領有法則の転回論を歴史的な転回論と解したことからの必

然的な帰結にすぎない。もともと資本主義的蓄積と本源的蓄積との「本質的同一性」¹⁷⁾を力説される氏の見地からすれば、資本主義的蓄積論における領有法則の「弁証法的な転回」は本源的蓄積論における「第1の否定」すなわち「自分の労働にもとづく個人的な私的所有」の「資本主義的な私的所有」への歴史的な「転化」¹⁸⁾と区別されないし、したがってまた前者における「商品生産の經濟的諸法則から派生する所有権」¹⁹⁾も後者における「小經營の基礎」²⁰⁾としての「自分の生産手段に対する労働者の私的所有」(=小商品生産者の私的所有)と区別されないのである。事実、平田氏は、氏のいう「市民社会」の「基底」をなす「市民的生産様式」とは、これを資本主義的生産様式への「転回以前の次元において把えるとき、歴史的には『小經營』という『生産様式』の姿態において現われること」²¹⁾を明言しているのである。

では、平田氏とは反対に、領有法則の転回論を全面的に否定される宇野氏の場合は、どうか。氏は、マルクスのいう「商品生産の所有法則」をどのように見ているのであろうか。氏はいう、マルクスの領有法則の転回論は、「ただ『自己の労働に基づくもの』と規定される所有が、労働力の商品化によって他人の労働に基づくものに転換するということをいうにすぎない。しかし實際、私有制なるものが果たして『自己の労働に基づく』ものとして確立されるかどうかということに問題があるのでなかろうか。少なくとも商品經濟的私有制は、マルクスもいよいよ『他人の商品を獲得する手段は、自己の商品の譲渡のみである』といいう売買關係を通して確認され、確立されるのであって、資本の生産過程が、労働力を商品として買入れてそれによって、云いかえれば他人の労働によって、生産される生産物を資本の生産物とし、資本家の所有とするところに一般的に確立されるといえる。……マルクスのいわゆる『商品交換の

12) [10] p. 129.

13) [10] p. 132.

14) [10] p. 129.

15) [17] S. 789.

16) [10] p. 129.

17) [9] p. 417.

18) [17] S. 791.

19) [17] S. 611.

20) [17] S. 789.

21) [9] p. 392.

諸法則』も『商品生産と商品流通』とがすでに形態的に要請するものでありながら、資本の生産過程において初めてその根拠が明らかにされるということにこそ弁証法的な展開があるといえる。それは自立的な運動体の内部構造を明らかにする唯一の方法であるからである。労働価値説が、商品論で直ちに展開され、資本の生産過程ではすでにそれは論証されたものとせられているという方法は、この私有制の規定に相対応するものといってよい²²⁾。

見られるように、ここでは、宇野氏は、マルクスが「所有」を「自己の労働に基づくもの」と「規定」したことを、あたかも彼が「私有制なるものが『自己の労働に基づく』ものとして確立される」と説いたかのように解している。しかし、これはまったくの誤解というべきであろう。なぜならば、さきに見たように、マルクスは、ただ、「商品生産の経済的諸法則」が前提されるかぎりでは、「所有権は自分の労働にもとづくもの」という「仮定」が認められなければならないと述べているだけであり、宇野氏のいうように「私有制なるものが『自己の労働に基づく』ものとして確立される」などとはけっして述べていないからである。宇野氏が次のようにいふのもまた、マルクスに対する完全な誤解にもとづくものである。「『自己の労働に基づくものとして現われる』『所有権』も、それだけでは商品経済的体制としては確立されないで、労働自身も労働力なる商品の売買を通して資本の形式の下に行われながら、その所有権が『労働に基づく』ものとして確立されるというところに、弁証法的顛倒があるのではあるまいか。単に『自己の労働』によってえたものであるというだけでは、商品経済的私有を確立するものではない」²³⁾。だが、マルクスは、「『自己の労働に基づくものとして現われる』『所有権』」が「それだけで」「商品経済的体制として確立され」とか、あるいはまた、「単に『自己の労働』によってえたものであるというだけで」「商品経済的私有」

が「確立」されるなどとは、どこにも述べていな。むしろ反対に、マルクスは次のように述べている。「労働力が労働者自身によって商品として自由に売られるようになる……そのときからはじめて商品生産は一般化されるのであって、それが典型的な生産形態になるのである。そのときから、はじめて、どの生産物もはじめから販売のために生産されるようになり、いっさいの生産された富が流通を通るようになる。賃労働がその基礎となるとき、はじめて商品生産は自分を全社会に押しつける。しかしながら、そのときはじめて商品生産はそのいっさいの隠された力を発揮する」²⁴⁾。見られるように、マルクスは、ここでは誤解の余地がないほど明瞭に、商品生産は「自分の労働にもとづくもの」としてではなく、「賃労働」を「その基礎」とするとき、はじめて「一般化される」、つまり「商品経済的体制」が「確立」されると述べているのである。おそらく、宇野氏はこういいたかったのであろう。いわゆる「私有制なるもの」は、「『自己の労働に基づく』いわゆる単純商品生産によって全面的に確立されるもの」²⁵⁾ではなく、他人の労働にもとづく「資本家の商品経済の確立によって全面的に確立されるものと理解す」²⁶⁾べきである、と。実際、氏は次のようにいわれる、「弁証法的顛倒は、商品交換関係が前提する私的所有が、単なる交換関係においてはその根拠を与えられていないことによるのである。いい換えれば、交換関係が生産過程を実質的に包摂するときその前提が確保されるという関係にあるわけである」²⁷⁾。だが、マルクスはけっして「商品交換関係が前提する私的所有」を「単なる交換過程において」「その根拠を与え」てはいないのだから、宇野氏のこの主張も無意味なものである。したがってまた、これにつづく次のマルクス批判も的はずれというべきであろう。「単なる交換関係の前提する私的所有をそのままに『自己の労働に基づく』ものとするのは、アダム・スミスとと

24) [17] S. 613.

25) [2] p. 136.

26) [2] p. 138.

27) [1] p. 96.

22) [2] p. 137.

23) [1] p. 95.

もに『労働は、最初の価格であった、あらゆる物に対して払われる本原的購買貨幣であった』ということにもなりかねない。商品経済的私的所有は労働=生産過程そのものから必然的に設定されるものではないのである²⁸⁾。

要するに、宇野氏のマルクス批判は的はずれ、というよりも正確には、的なきところに放った矢のようなものである。宇野氏が批判しているマルクスは、マルクスの実像ではなく虚像である。なぜならば、以上に見たところからも明らかなように、宇野氏はマルクスがけっして述べなかつたことをあたかもマルクスの主張であるかのように見なし、この誤解の上にマルクスを批判しているにすぎないからである。マルクスは、宇野氏が考えたように、私的所有が「労働=生産過程そのものから必然的に設定される」などとは、どこにも述べていない。さきに見たように、マルクスは、ただ、「自分の労働にもとづくもの」という「所有権」を「商品生産の経済的諸法則から派生する所有権」と述べているだけである。だから、マルクスの「私有制の規定」はアダム・スミスの労働=「本原的購買貨幣」論と50歩100歩だという宇野氏のマルクス批判は、まったくの見当違いというものである。さきに引用したように、宇野氏は、「労働価値説が、商品論で直ちに展開され、資本の生産過程ではすでにそれは論証されたものとせられているという方法は、この私有制の規定と相対応するものといってよい」と述べている。実際、冒頭商品論でのマルクスの労働価値説の論証はいわゆる「単純商品生産社会」の想定にもとづくものであり、それはアダム・スミスのいわゆる「初期未開社会」の想定と50歩100歩だという宇野氏のマルクス批判²⁹⁾は、「私有制の規定」についての氏のマルクス批判と「相対応するものといってよい」。もしそうだとすれば、マルクスの労働価値説の論証に対する宇野氏の批判は、それに「相対応する」マルクスの「私有制の規定」に対する氏の批判と同様に、まったくの見当違いといふべきであろう。なぜならば、マルクスは、商品

論では、けっしていわゆる「単純商品生産社会」なるものを想定したりしてはいないからである。

「はしがき」で述べたように、平田氏と宇野氏は、結論は正反対であるにせよ、マルクスの領有法則の転回論を歴史的な転回論と見るかぎりでは、両者はまったく同じであった。マルクスの「商品生産の所有法則」または「私的所有の法則」の両者の把え方についても、同様である。すなわち、平田氏も宇野氏も、マルクスのこの法則を「市民社会」ないしは「単純商品生産社会」の想定に対応する所有法則と見なしているだけでなく、この法則を労働過程によって「根源的に」ないしは「必然的に」与えられるものと解しているかぎりでは、両者はまったく同じなのである。もっとも、平田氏の場合は、「市民社会」は單なる想定——「方法概念」³⁰⁾——ではなく、資本主義社会の成立以前の「実在的過程」でもあった。だから、領有法則の転回論における「商品生産の経済的諸法則から派生する所有権」は、本源的蓄積論における「小經營の基礎」としての「自分の生産手段に対する労働者の私的所有」と区別されなかった。だが、この点でも、宇野氏は平田氏と同じである。なぜならば、宇野氏は、いずれも「商品経済史観」に立脚しているという同じ理由から、領有法則の転回論とともに本源的蓄積論におけるいわゆる「第1の否定」論を否定され、両者を事実上区別されない³¹⁾からである。

2

前節で見たように、マルクスのいわゆる「商品生産の所有法則」または「私的所有の法則」は、これを肯定する平田氏によっても、反対にまたこれを否定する宇野氏によっても、いわゆる「市民社会」ないしは「単純商品生産社会」の想定と結びつけられ、しかも人間と自然とのあいだの一過程としての労働=生産そのものから直接的に規定されたもの、と見なされていた。はたして、そうであろうか。結論をさきまわりしていえば、これ

30) [8] pp. 55~56.

31) たとえば、[2] pp. 134~138, [3] pp. 349~350 参照。

28) [1] p. 96.

29) たとえば、[2] pp. 157~171 参照。

はマルクスに対するまったくの誤解であり、ブルジョア理論家たちの見解をマルクスの見解と取り違え、したがって彼らに対するマルクスの決定的批判を完全に見うしなった謬論である。

なるほど、マルクスは、「商品生産の所有法則」を「自分の労働にもとづくもの」として現われる「所有権」または「自分の労働による領有法則」³²⁾と規定している。しかし、この所有法則そのものは、マルクスもいうように、「ロックからリカードゥにいたるまでの」すべてのブルジョア理論家たちの「一般的な法律的観念」³³⁾をなしてきたものであり、しかも現実の資本主義社会では、この社会構成の一般的な所有法則として国家の「法律によって承認され、妥当性をもつもの」³⁴⁾となっているものである。だから、マルクスはいう、「近代のすべての経済学者たちによって、自分の労働は、より経済学的な言い方でか、より法律学的な言い方でか、本源的な所有権原として説かれてきており、また自分の労働の結果に対する所有が、ブルジョア社会の根本前提として説かれてきている」³⁵⁾。たとえば、「労働者は、自分の労働の結果として生ずる価値に対する排他的な権利をもっている」³⁶⁾と説いたシェルピュリエのように。

では、「近代のすべての経済学者たち」は、なぜ、「自分の労働」を「本源的な所有権原」として説くことができたのであろうか。資本主義的生産の「表面」に現われる商品流通または単純流通の「外觀」(„Schein“)から。これがマルクスの答である。もともと、単純な商品流通のなかには、「諸商品の生産ははいらない」。むしろ、諸商品は「できあがった使用価値として想定されて」おり、「現存するものとして流通のなかにはいってくる」。だから、「諸商品の成立過程、したがってまた諸商品の本源的領有過程は、流通の彼岸によこたわっている」。あるいは同じことであるが、次のようにいふこともできる。なるほど、流通には私的

所有ないしは交換価値の私的所有者が前提されている。しかし、「彼らがどのようにして諸商品の所有者になったのかは、単純流通の背後で進行し、流通が始まる以前に消えうせている過程である」。つまり、「領有過程自体は、流通の内部ではしめされないし、現われもしないで、むしろ流通に前提されている」³⁷⁾。だから、H. ライヒェルトもいうように、本来「商品流通の形態から逆に」、流通に先行する「諸商品の成立過程を推論することはできない」³⁸⁾はずのものである。にもかかわらず、ブルジョア理論家たちによって、「自分の労働」が「本源的領有過程」として、あるいは、「本源的な所有権原」として説かれてきたのは、なぜであろうか。マルクスはいう、「商品は流通の前提である。そして流通の立場からは、他人の商品、したがって他人の労働はただ自分の労働の譲渡によってのみ領有することができるから、流通の立場からは、流通に先行する商品の領有過程は、必然的に労働による領有として現われる」。商品は交換価値としてはただ対象化された労働にすぎないから、しかもそれ自体交換価値の運動にすぎない流通の立場からは、他人の対象化された労働は等価物の交換による以外には領有することができないから、商品は實際ただ自分の労働の対象化しかありえないし、また自分の労働は、それが自然生産物の事実上の領有過程であるように、法律的な所有権原³⁹⁾として現われる

37) [15] S. 902~903.

38) [24] S. 234.

39) 「法律的な所有権原 der juristische Eigentums-titel」——邦訳([13] p. 1023)の「法律的な所有名義」という訳語は、適切ではない。しかも、邦訳は、「自分の労働は法律的な所有権原として現われる」とあるべきところを「商品は法律的な所有名義として現われる」と誤訳しているために、この「法律的な所有名義」という訳語は、ますますミスリーディングなものになっている。頭川氏の論稿[6]は、その表題のしめすように、マルクスの「領有法則の転回」論を「論理的転回」論として把えており、そのかぎりでは問題の正しい把握をしめしているが、しかしこのせっかくの正しい把握も、氏が邦訳の前記の訳語と誤訳をそのまま踏襲されたために、だいなしになっている。「対象化された労働」が「本源的な所有名義」だという氏の「商品生産の所有法則の定立」論([6] pp. 124~133)

32) [15] S. 904.

33) [21] S. 264.

34) [11] pp. 224~225.

35) [15] S. 903.

36) [15] S. 902 のマルクスの引用による。

ある」⁴⁰⁾。

つまり、こうである。単純流通の考察では、「ただ同様の商品所持者が相対するだけである」と前提されている。この前提のもとでは、「各人は受けとることによってだけ与え、また与えることによってだけ受けとる」⁴¹⁾、いいかえれば、各人は「ただ自分の商品を譲渡することによってのみ他人の商品をわがものとすることができます」⁴²⁾。この「譲渡による領有」こそは、「交換価値が最も単純な、最も抽象的な表現として現われる社会的生産体制の基本形態」⁴³⁾である。だが、「商品は交換価値としてはただ対象化された労働にすぎない」。だから、「それ自体交換価値の運動にすぎない流通の立場」からは、「自分の商品の譲渡による他人の商品の領有」は、必然的に「自分の対象化された労働」の譲渡による「他人の対象化された労働」の領有として、結局はつまり「たんなる労働と労働との交換」⁴⁴⁾として現われるのである。本来、「流通が始まる以前に消えうせている」「諸商品の成立過程」は、流通から「逆に推論することはできない」にもかかわらず、「近代のすべての経済学者たち」が「自分の労働」を「本源的領有過程」ないしは「本源的な所有権源」として説くことができたのは、まさにこのような単純流通の部面から必然的に発生する「外観」——「たんなる労働と労働との交換」——にもとづくものであった。だから、マルクスはいう、「諸商品はそれらの価値すなわちそれらに含まれている労働に比例して交換される。諸個人は互いに商品所持者として相対しているだけであり、したがってまた、ただ彼ら自身の商品を譲渡することによってのみ他人の商品をわがものとすることができます。そのために、あたかも彼ら自身の労働を交換しさえす

ればよいかのように見える(„scheint“——圈点はマルクスの強調)のである。なぜならば、他人の労働を含んでいる諸商品の交換は、それら自身が再び自分の商品との交換によって得られたのでないかぎり、商品所持者たちの関係すなわち買い手と売り手との関係とは別な人間関係を前提するからである」⁴⁵⁾。すなわち、「商品所持者たちの関係とは別な人間関係」の存在は、ここ流通の部面では「諸個人は互いに商品所持者として相対しているだけである」という前提からまったく排除されている。したがってまた、商品流通では「これ以上説明できない法的権原あるいは強力的権原による交換なしの諸商品に対する持分の所持」⁴⁶⁾の可能性も、まったく排除されている。だから、この前提のもとでは、いいかえれば、「譲渡による領有」、すなわち等価物どうしの交換によってのみ各人は商品の所有者になりうるという「ただ一つの方法しか存在しない単純流通の基礎上では」、必然的に「交換に先行する商品の所有、つまり流通によらないで領有された商品の所有、いなむしろこれからはじめて流通にはいるべき商品の所有は、商品所持者の労働から直接的に生ずるものとして現われ、また労働は領有の本源的方法として現われる」⁴⁷⁾のである。要するに、「諸個人は互いに商品所持者として相対しているだけであり、したがってまた、ただ彼ら自身の商品を譲渡することによってのみ他人の商品をわがものとすることができます」という「流通の立場」⁴⁸⁾からは、必然的に「たんなる労働と労働との交換」という「外観」、したがってまた、各人はただ彼が商品の生産に参加するかぎりでのみ商品の所有者になりうるという、すなわち「各人はただ彼が労働者であるかぎりでのみ所有者である」⁴⁹⁾という「外観」——労働と所有との「同一性」という「外観」

45) [18] S. 369.

46) [20] S. 11.

47) [15] S. 902.

48) 向井氏の論稿[12]は、「自分の労働による領有法則」が「『生産の立場』からではなく、『流通の立場』からのみ、あたえられたものである」ということを、わが国ではじめて説得的に論証した。

49) [18] S. 369.

は、まったく理解することができない。なお、『要綱』のロシア語訳([25] стр. 443)では、当該箇所は次のようにになっている。《этот собственный труд выступает также и как юридическое основание собственности》。

40), 41) [15] S. 903.

42) [18] S. 369.

43) [15] S. 763.

44) [15] S. 414.

——がうみだされるのである。だからこそ、「ロックからリカードゥにいたるまでの」すべてのブルジョア理論家たちは、「自分の労働」を「本源的領有過程」あるいは「本源的な所有権原」として説くことができたのである。マルクスもいうように、「諸商品の交換は、社会的物質代謝、すなわち私的な諸個人の特殊な生産物の交換が、同時に諸個人がこの物質代謝のなかで結ぶ一定の社会的生産諸関係の創出でもある過程である」⁵⁰⁾。このように、諸個人の社会的生産諸関係はただ彼ら自身の諸商品の交換をつうじてのみ「創出」されるのであるから、いいかえれば、労働の社会的性格はただ商品流通における生産物の譲渡をつうじてのみうみだされるのであるから、「近代のすべての経済学者たち」にとっては、「流通に先行する商品の領有過程」は逆に「非社会的な、純粹に個人的に規定された自然の領有過程」⁵¹⁾として現われるのである。つまり、彼らは、「流通の彼岸によこたわっている過程を、流通行為から生ずる諸観念を基準として構成する」⁵²⁾のである。だからまた、彼らにとっては、「労働と自分の労働の結果に対する所有」とが、それなくしては流通をつうじての第2次的領有がおこなわれないような、根本前提として現われる」⁵³⁾のである。つまり、彼らにとっては、「自分の労働による領有」が「第1の法則」として、ついで「譲渡すなわち生産物の社会的形態への転化」が「第2の法則」⁵⁴⁾として現われるのである。この「第1の法則」がじつは「第2の法則」から「逆に推論」されたものであるにもかかわらず、彼らにとっては反対に、「第1の法則」こそが「第2の法則」の「根本前提」ないしは「基礎」⁵⁵⁾として現われるのである。

以上に見たところから明らかなように、マルクスは、平田氏や宇野氏が誤解したように、商品の所有または私的所有が「自分の労働」から直接的に設定されるなどとは、どこにも述べてはいない。

50) [16] S. 37.

51) [23] S. 27. また、[22] S. 84~85 を参照。

52) [24] S. 235.

53) [15] S. 902.

54) [15] S. 951.

55) [15] S. 902.

そのように説いたのは、「ロックからリカードゥにいたるまでの」すべてのブルジョア理論家たちであって、マルクスではない。マルクスが述べているのは、ただ次のとこと、すなわち、商品流通のなかには商品の生産過程ははいらないが、しかし「譲渡による領有」すなわち等価物どうしの交換が行なわれるという「流通の立場」からは、商品の所有または私的所有は、あたかも「商品所持者の労働」つまり「自分の労働」から「直接的に生ずる」かのように見える、ということだけである。「流通それ自体、すなわちブルジョア社会の表面に現われ出る交換過程」⁵⁶⁾とそこでの諸法則とが前提されるかぎり、このような「外觀」の発生は必然的である。そのかぎりでは、またそのかぎりでのみ、マルクスは、「自分の労働による領有法則」を「交換価値それ自体の発展から導き出され」たものであり、したがってまた、「流通それ自体の考察から生ずる、けっして恣意的でない前提である」⁵⁷⁾と述べているのである。マルクスが「単純流通における領有法則の現われ」⁵⁸⁾という所以である。

しかし、ブルジョア理論家たちの誤りを論破するためには、ただ単にこの「自分の労働による領有法則」が単純流通の「外觀」から生ずるというだけでは、まだ不十分である。すんでこの単純流通を資本主義的総生産過程の「表面」または「抽象的な部面」として把握することが肝要である。マルクスはいう、「単純流通は、ブルジョア的総生産過程の抽象的な部面であり、この部面はそれ自身の諸規定によって、その背後に横たわり、その結果として出てくるとともにそれを生産しつつあるより深部の過程の——産業資本の——契機として、たんなる現象形態として実証される」⁵⁹⁾。さきに述べたように、「自分の労働による領有法則」は「交換価値それ自体の発展から導き出されたものであった。しかし、「交換価値が単純な出发点として表面に現われるためには、また単純流

56) [15] S. 903.

57) [15] S. 904.

58) [15] S. 901.

59) [15] S. 922~923.

通のかたちで分解する交換過程が単純な、しかし全生産と全消費とを包括する社会的物質代謝として現われるためには、ブルジョア的生産の全体系が前提されている。したがって、自由な私的生産者としての諸個人が、流通過程で購買と販売という簡単な関係で相対しあい、流通過程の独立の主体として機能するためには、別のいっそう錯雜した、しかも多かれ少なかれ諸個人の自由と独立性とに衝突する生産諸関連、諸個人の経済的諸関係がすでに前提されている、ということが明らかになるであろう。だがしかし、単純流通の立場からは、こうした諸関係は消え去っている⁶⁰⁾。マルクスの経済学批判の「全体系の軸点」⁶¹⁾をなす単純流通と資本の生産過程とのあいだの獨得な関連が、ここに明瞭に語られている。それは、資本主義社会の「表面」と「深部」、または「外観」(=「仮象」と「本質」⁶²⁾とのあいだの関係である。「交換価値に基礎をおく生産とこうした諸交換価値の交換に基礎をおく共同団体——どんなにそれらが所有をたんに労働の成果として措定したり、自分の労働の生産物に対する私的所有を条件として措定したりする外見をもとうとも——および富の一般的条件としての労働は、労働の客観的諸条件からの労働の分離を想定し、また生産する。等価物のこうした交換が行なわれるということは、交換なくして、しかも交換の外観のもとで他人の労働を領有することに立脚する生産の表面層であるにすぎない。このような交換の制度は、その基礎としての資本に立脚している。そしてこの制度を資本から切り離して、表面それ自体に現われているままに自立的な制度として見た場合、これはたんなる外観であるが、必然的な外観である。だから交換価値の制度——労働によって測定された諸等価物の交換が、交換なしの他人の労働の領有、労働と所有との完全な分離に転回する、というよりはむしろ、その隠れた背景としてそれを示しているということは、いまではもはや驚くにあたらぬ⁶³⁾。すなわち、資本こそが「交換の制度」

の「基礎」であり、「交換なしの他人の労働の領有」こそが「交換価値の制度」の「隠れた背景」なのである。この「交換価値の制度」の自立性は「たんなる外観」であるが、しかし「交換価値に基礎をおく生産」すなわち資本主義的生産の「必然的な外観」である。「自分の労働による領有法則」は、この「外観」から生じたものであった。したがって、それは、「ブルジョア社会の、発展した交換価値の社会の歴史的産物」であり、「ブルジョア社会の領有法則」である。ところが、「単純流通が示しているよりもいっそう具体的な経済的諸関係を考察するとき、[この領有法則に——引用者補]矛盾する諸法則が生ずるよう見えてるので、リカードゥにいたるすべての古典派経済学者たちは、ブルジョア社会それ自体から生ずるあの観念となるほど一般的法則として承認はするが、しかしこの法則の正確な現実は、これをまだどんな所有も存在しなかった黄金時代に封じこめようと欲する。いわば、たとえばボアギュペールのように、経済的な墮罪以前の時代に。そのために、ブルジョア社会の領有法則の真実が、こうした社会自体はまだ存在しなかった時代に移されねばならないし、また所有の根本法則は無所有の時代に移される、という奇妙な結果が生ずる。このような幻想は見えすいている⁶⁴⁾。したがって、ブルジョア理論家たちの誤りは、二重である。すなわち、第1の誤りは、彼らが資本主義社会の「表面」に現われる単純流通をその「基礎」である「資本から切り離して」、これを「自立的な制定」として絶対化したことである。こうして、「単純流通から生ずる諸観念が完全な真実に」、したがってまた資本主義社会の「外観」が本質に「転倒」⁶⁵⁾させられる。「それ自体として考察された単純流通は——そしてそれはブルジョア社会の表面であって、そこではそれが生じてきたより深部の作用は消え去っている——、交換の諸主体間のただ形式的で一時的な区別のほかには、なんらの区別も示さない。これこそ自由、平等、そして『労

60) [15] S. 907.

61) [24] S. 229.

62) [24] S. 241.

63) [15] S. 408~409.

64) [15] S. 903~904.

65) [24] S. 241.

働』にもとづく所有の王国である⁶⁶⁾。第2の誤りは、ブルジョア理論家たちが「ブルジョア社会の領有法則」ないしは「所有の根本法則」を「無所有の時代に移」したことである。こうして、資本主義社会の「表面」がこの社会の「前史」に、「外觀」が「前史」の現実に「転倒」⁶⁷⁾させられる。アダム・スミスのいわゆる「初期未開社会」の想定ないしは「単純商品生産社会」の想定の誤りは、この点に由来する。しかし、この第2の誤りは、もともとは第1の誤りと結びついており、それから派生したものにすぎない。なぜならば、資本主義社会の「表面」のこの社会の「前史」への「転倒」は、この「表面」から生ずる「諸観念」——「自由、平等、そして『労働』にもとづく所有」——を「完全な真実に転倒」させたときにブルジョア理論家たちが必然的におちいらざるをえなかつた「矛盾」からの、彼らの唯一の「解決」の仕方にすぎなかつたからである。だから、次のようにいいうことができる。ブルジョア理論家たちの誤りは、結局のところ、彼らが単純流通とブルジョア的総生産過程とのあいだの獨得な関連を理解することができなかつたことに由来する、と。そのかぎりでは、マルクスの「商品生産の所有法則」を「市民社会」ないしは「単純商品生産社会」の想定と結びついたものと見た平田氏や宇野氏もまた、ブルジョア理論家たちと同様の誤りを犯しているのである。

『資本論』第1巻第1篇「商品と貨幣」の対象が「単純商品生産社会」であるという、しばしば流布されている誤解——平田氏や宇野氏もこの誤解を共有している——は、断乎として一掃されなければならない。この「単純商品生産社会」なるものは、「商品流通の外觀から発生する」「純粹な仮構」にすぎない。それは、「元来人間はただ商品所持者としてのみ互いに相対しているのであり、したがつて各人はただ彼が労働者であるかぎりでのみ所有者である」という幻想に立脚している。これは、「歴史的にはかつて存在したことのない、

資本主義的生産の外觀から生ずる妄想」⁶⁸⁾にすぎない。『資本論』冒頭篇の対象は、「すでにできあがつた、それ自身の基礎の上で運動しつつあるブルジョア社会」⁶⁹⁾、つまり発達した資本主義社会、より厳密には、資本主義的生産様式である。だが、この冒頭篇では、抽象的なものから具体的なものへの上向法にしたがつて、資本主義的生産様式は、いわばその「単純な『経済的存在(有)』」⁷⁰⁾において考察される。いいかえれば、『資本論』冒頭篇の対象は、資本主義的生産様式の「抽象的な部面」としての単純流通である⁷¹⁾。単純流通では、「それが生じてきたより深部の作用は消え去つてゐる」し、また、商品の生産過程も、「流通が始まる以前に消えうせている」。だから、冒頭篇では、資本主義的生産様式の種差も、同様にまた商品の生産過程も考察されない、つまり捨象されている⁷²⁾。その意味では、われわれは、『資本論』冒頭篇の対象を、ヴェ・シュクレドフとともに、次のようにいいうことができよう。「『資本論』第1巻第1篇で直接に考察されるのは、資本主義に歴史的に先行する形態としての単純商品生産ではなくて、その最初の、直接的、抽象的な形態における商品交換の資本主義的過程である」⁷³⁾と。

(横浜国立大学経済学部)

参考文献

- [1] 宇野弘蔵「地租改正の土地制度」『宇野弘蔵著作集』第8巻、岩波書店、1974年。
- [2] 宇野弘蔵「経済学方法論」『宇野弘蔵著作集』第9巻、岩波書店、1974年。
- [3] 宇野弘蔵「社会主義と経済学」『宇野弘蔵著

68) [18] S. 369.

69) [15] S. 164.

70) [14] S. 71.

71) 私がかつて冒頭篇では「理論的に単純な商品生産関係が前提されねばならない」([5] p. 180)と述べたことは、頭川氏([7] p. 78)が批判するように、誤りであった。もっとも、氏のように、単純商品流通が労働力商品を「内包」([7] p. 71)するというのは、ゆきすぎであろう。

72) [14] S. 72, [26] str. 66 参照。

73) [27] str. 18. なお、シュクレドフも、「領有法則の転回」論を「歴史的な」転回論としてではなく、「論理的な」転回論として正しく把握している([26] str. 101~112 参照)。

66) [19] S. 317.

67) [24] S. 241.

作集』第10巻、岩波書店、1974年。

[4] 佐藤金三郎「『資本論』研究の一争点——『領有法則の転回』について」『経済セミナー』1976年10月号。

[5] 佐藤金三郎『『資本論』と宇野経済学』新評論、1968年。

[6] 頭川博「領有法則の論理的転回」『商学論集』第47巻第1号、1978年。

[7] 頭川博「単純商品流通の性格規定——『貨幣の資本への転化』との関連で」『一橋論叢』第79巻第3号、1978年。

[8] 平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1969年。

[9] 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店、1971年。

[10] 平田清明「個体的所有概念との出会い——労働と所有のディアレクティック——覚え書(中)」『思想』1975年12月号。

[11] 藤田勇「マルクスにおける経済学批判の展開とブルジョア法批判の方法——その一断面について」『唯物論』第4号、1975年。

[12] 向井公敏「『経済学批判要綱』における領有法則の転回について」『経済学雑誌』第69巻第6号、1973年。

[13] マルクス『経済学批判要綱』第5分冊、大月書店、1965年。

[14] Jahn, W., Die Entwicklung der Ausgangskategorie der politischen Ökonomie des Kapitalismus in den Vorarbeiten zu Marx's „Kapital“, ... unsrer Partei einen Sieg erringen, Berlin, 1978.

[15] Marx, K., Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, Berlin, 1974.

[16] Marx, K., Zur Kritik der Politischen Ökonomie, MEW., Bd. 13, Berlin, 1961.

[17] Marx, K., Das Kapital, Erster Band, MEW., Bd. 23, Berlin, 1962.

[18] Marx, K., Theorien über den Mehrwert. Dritter Teil, MEW., Bd. 26. 3., Berlin, 1968.

[19] Marx, K., Brief an F. Engels v. 2. April 1858, MEW., Bd. 29, Berlin, 1963.

[20] Marx, K., Zur Kritik der politischen Ökonomie (Manuskript 1861—1863), Text Teil 1, MEG A., 2. te Abt., Bd. 3, Berlin, 1976.

[21] Marx, K., Resultate des unmittelbaren Produktionsprozesses, *Архив Маркса и Энгельса*, Том II (VII), Москва, 1933.

[22] Projektgruppe Entwicklung des Marx-schen Systems, *Das Kapitel vom Geld*, Westberlin, 1973.

[23] Projektgruppe Entwicklung des Marx-schen Systems, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Kommentar*, Hamburg, 1978.

[24] Reichelt, H., Zur logischen Struktur des Kapitalbegriffs bei Karl Marx, Frankfurt/Wien, 1970.

[25] Маркс, К., Экономические рукописи. 1857—1859 годов. Часть вторая. М. Э. Соч. Т. 46, ч. II, Москва, 1969.

[26] Шкредов, В. П. Метод исследования собственности в «Капитале» К. Маркса, Москва, 1973.

[27] Шкредов, В. П., Товар и товарное обращение как предпосылки анализа процесса производства капитала, «Экономические Науки» №. 6, 1975.

農業経済研究 第51巻 第1号 (発売中)

《論文》

石田 浩: 解放前の華中江南農村の一性格

——『江蘇省農村実態調査報告書』の各事例を中心にして——

黒田 誠: 1960年代半ばにおける小規模および大規模農家の生産構造

——利潤関数による接近——

荏開津典生・石田正昭: 農業における数量経済分析の展望——農業経済学50年の歩み(5)——

《研究ノート》

富岡昌雄: ヘルマン・ブリーベの家族農業經營論——リュブケ農政期の諸論稿を中心に——

青木 猛: 『小作慣行調査』の信憑性について

新山陽子: 農業經營の「複合化」に関する最近の研究動向——成立要因と分析視角——